

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 27 年 3 月 2 日
寝屋川市

1. 提案の概要

寝屋川市立総合センター内に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等の生活困窮者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所等の福祉部門担当コーディネーター等と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

寝屋川市として、稼働能力を有する生活保護受給者等に対しての自立を助長する中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、寝屋川市はハローワーク枚方と連携した取組を実施し、一定の成果・実績を出しているところであるが、これまで以上に両者がより緊密に連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

（1） 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等の生活困窮者

（2） 設置場所

寝屋川市立総合センター内 2 階（所在地：寝屋川市池田西町 28 番 22 号）
福祉事務所等と同一フロア

（3） 実施内容

- ・ハローワークが行う職業相談、職業紹介、求人情報の提供等と寝屋川市福祉事務所等が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。
- ・具体的には、ハローワーク枚方が、ハローワーク常設窓口に就職支援ナビゲーターを配置し、生活支援窓口等から誘導を受けた支援対象者等に対して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等を実施する。
- ・寝屋川市福祉事務所等は、生活保護等に係る業務の実施に加えて、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、福祉部門担当コーディネーター等によってハローワーク常設窓口に誘導する。

(4) 実施体制等

①実施体制

寝屋川市：福祉部門担当コーディネーター等 7名

国：ハローワーク枚方の就職支援ナビゲーター 2名が常駐

②費用の負担

寝屋川市：施設の維持管理経費を負担する

国：ハローワークシステム(求人情報提供端末、職業紹介端末)の導入費用、
維持管理経費、回線使用料及び職業相談・職業紹介、求人情報の提供等
の業務を行うために必要な光熱水費、電話回線使用料、消耗品等の費用
を負担する

その他の経費については、その管理権限の所在に応じて本市及び国が負担する

(5) 事業開始時期

平成 27 年 10 月を予定